

「義務教育学校藤里学園いじめ防止等基本方針」

[令和6年4月改訂]

1 はじめに

(1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第2条では、いじめの定義を「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

同法の施行、並びに平成28年10月に交付された「秋田県いじめ対策推進条例」に基づき、義務教育学校藤里学園では、本校の全ての子どもが安心して生活し、共に学び合うことができる環境や風土を学校全体でつくり上げることを目指し、家庭・地域・専門機関との連携の下、いじめの未然防止と早期発見、いじめへの適切な措置（対処）を図るための基本方針を定めるものとする。

(2) いじめ問題の克服にむけた基本的な方向

- ①どの子どもにとっても「楽しい学校」にするために、学校が意味のある大切な場となるために、「居場所づくり」と「絆づくり」について、意識的、計画的な取組を行う。
- ②いじめは許されない行為であることを学校の教育活動全体を通して子どもに十分に理解させ、全ての子どもがいじめを行わず、また、いじめを傍観したり放置したりすることがないようにする。
- ③全ての教職員、子どもが、いじめは人権を侵害する不当な行為であるという認識の下、問題に対して毅然とした態度で臨み、いじめ防止等に主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ④子どもを見守っている学校・家庭・地域が「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」、「いじめは学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、子どもとの信頼関係を築きながら、いじめ防止等の役割と責任を果たしていく。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

すべての子どもがいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、子ども全員を対象とした未然防止の取組を行う必要がある。

次の4点を重点内容とする。

- ①一人一人の子どもをいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性や人間関係形成能力を育む継続的な取組（Q-Uテストの活用）
- ②家庭や地域との連携の下、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、いじめをなくす子どもたちの主体的な行動を支援するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない風土を形成する取組
- ③全ての子どもが授業の中で活躍できるように、日々の授業において基礎学力を定着させるとともに、自分との違いを排除せずに理解する態度を育てるための授業づくりを目指す取組
- ④子ども、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるための啓発活動を促進する取組

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対処の前提となるものである。教職員の連携による組織体制の下、「子どもの小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応すること」を基本とする。

次の4点を重点内容とする。

- ①全職員で全ての子どもを育てるという意識の共有
- ②定期的なアンケート調査や教育相談による早期発見と的確な実態把握のための取組
- ③スクールカウンセラーへのつなぎや電話相談窓口の利用について、全ての子ども・保護者へ周知するなど、子どもがいじめを訴え、通報しやすい体制を整える取組
- ④連絡帳や健康観察などの日常的教育活動を通して、子どもを観察する意識的な取組

(3) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた子どもや通報した子どもの安全を確保することを第一優先とする。その上で、いじめを行った子どもに対する適切かつ毅然とした指導、保護者に対する誠実な対応を組織的に行うことを基本とする。

次の4点を重点内容とする。

- ①いじめ防止等に向けての組織的、実効的な対応を行うための校内組織（いじめ・不登校対策委員会）を設置

いじめ不登校対策委員会

◇校長◇副校長◇教頭◇教務主任◇養護教諭◇生徒指導主事◇当該学年部

外部人材

◇スクールカウンセラー ◇スクールソーシャルワーカー

◇警察、医療、法務局などの関係機関 ◇町福祉関係者

- ②校内研修等を通じた、いじめを把握した場合の対処の在り方についての教職員理解
- ③いじめ等の問題に対して積極的な学校への援助が得られるよう、学校・地域（民生児童委員）・行政（教育委員会、福祉関係機関）による日常的な協力関係の構築
- ④いじめの内容が犯罪行為等の重大な事態と認められる場合には、藤里町教育委員会と相談しながら対応を考え、必要に応じて所轄警察署等の外部の専門機関との連携を基にした適切な対処を実施

(4) 家庭、地域、関係機関等との連携

子どもを取り巻く社会全体（家庭、地域、関係機関等）との連携を深め、子どもを見守りながら、健やかな成長を促していくことを基本とする。

次の3点を重点内容とする。

- ①PTA組織、学校運営協議会等との会議において、本校や地域のいじめへの対応状況について協議する機会の設定
- ②地域や家庭とのつながりを重視した体験活動の充実
- ③前・後期課程連携の強化による、9年間で子どもを見とる組織的な体制の構築

(5) 学校の取組に対する検証・見直し

- ①学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。
- ②いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。